

2 市は、防犯設備を設置する場合には、個人の権利利益を不当に害することのないよう配慮しなければならない。

(自主防犯団体への支援)
第8条 市は、市民又は事業者で組織された自主防犯活動を行う団体(以下「自主防犯的団体」という。)に對し、その必要な支援を行うものとする。

(高齢者等の安全確保)
第9条 市は、高齢者、障害者、幼児、児童、生徒その他犯罪による被害を受けやすい者(以下「高齢者等」という。)が犯罪による被害を受けるおそれがあるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2 市民及び事業者は、高齢者等が犯罪による被害を受けないようにするために必要な配慮をするよう努めるものとする。

(無施錠被害の防止対策)
第10条 自転車又は自動車(以下「自転車等」という。)の使用者は、自転車等を駐車する者、自転車等の駐車場の管理者は、当該駐車の場を促す看板の設置、書面の配布その他必要な措置を講ずるものとする。
2 当該自転車等を駐車する者は、自己の家屋、事務所又は事業所の施錠に努めるものとする。

(万引きの防止対策)
第11条 市、市民及び事業者は、万引き(刑法(明治40年法律第45号)第235条に規定する窃盗罪)を許さない環境づくりに努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援)
第12条 市は、犯罪に被害を受けた者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)に對し、犯罪被害者を支援する活動を行うものとする。

(安全で安心なまちづくり推進月の設定)
第13条 市は、市民及び事業者の安全で安心なまちづくりに対する関心及び理解を深め、富山市の安全で安心なまちづくり推進月間を設け、その趣旨にふさわしい取り組みを行うものとする。

(富山市安全で安心なまちづくり推進協議会の設置等)
第14条 富山市安全で安心なまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。協議会の推進に関する事項については、協議会が定める。協議会は、委員20人以内で組織する。その他市長が必要と認める者のうち、委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)
第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則
この条例は、平成23年7月1日から施行する。